

■ 麹町保育園の民営化に反対する取り組みについて

2007年8月

千代田区職労執行委員会

1、はじめに

この間、都内各自治体において厳しい公立保育園の民営化攻撃が続いていますが、いよいよ、千代田区当局も麹町保育園を民営化する説明会（7月12日）を保護者向けに行い動き出しました。その説明会では、民営化に対する不安や区立保育園でなぜいけないのかと民営化に反対する意見が多く出ました。

一方、民営化攻撃を受けている他自治体の労働組合は、精力的な闘いや主体的な運動の積み重ねによって、情勢の変化を作り出しています。それは、保育園民営化反対闘争は運動面において新しい姿を示すとともに、要求面においても画期的な前進を勝ち取ってきています。

一方で、政府・財界による公的保育破壊攻撃も新たな段階を迎えています。

こうした情勢の特徴を把握し、麹町保育園の民営化反対の取り組みを保護者とともに進めていく方針を提起します。

2、保育をめぐる情勢について

(1) 主体的な運動が作り出した情勢の変化

① 相次ぐ保護者の側に立った司法判断

政府・財界の構造改革路線に基づく、保育の市場化は、2000年に、営利法人による認可保育園運営を可能とする規制緩和が強行され、これを受けて、全国的に公立保育園の民営化が開始され、2003年の地方自治法改正による指定管理者制度導入を受けて、その動きは加速化しました。

しかし、2006年4月20日の大阪高等裁判所判決、5月22日の横浜地方裁判所判決と相次いで保護者の側に立った司法判断が下されました。

民営化そのものを否定する判決ではないものの、保護者に、特定の保育所で保育を受ける法的利益を認定し、保護者の同意無き一方的な民営化実施を強く否定しています。

また、保育において「保育士と児童及び保護者の信頼関係が重要」であること、それをわずかな引継ぎで構築することは困難であり、保育士の経験年数にも言及して子どもたちの被害を認定したことなど、画期的な内容となっています。

こうした司法判断の流れは、2007年2月27日の神戸地裁による、原告の全面勝利となる神戸市立枝吉保育所廃止の仮差し止めに関する判決に引き継がれています。

② マスコミ報道の変化

このような、司法判断に加えて、昨年以降のマスコミ報道の論調は保育園民営化については否定的であり、他の施設や事業の民営化問題とは明らかに異なる報道姿勢がとられて

います。

特に、週刊東洋経済、プレジデント、アエラ、読売ウィークリーをはじめとしたビジネス雑誌、商業新聞においても読売や産経新聞までを含めてこうした記事が特集されています。

③公的保育を守る運動の到達点

マスコミ報道の変化、保護者の側に立った司法判断は、民営化の動きに影響を与え、大田区や練馬区における保育士の中途大量退職をはじめ保育園民営化の具体的問題点が明らかとなるなど、公共業務の営利目的化と公的責任放棄が有する構造的な問題点が表面化しています。

マスコミの報道姿勢の変化は、明らかに保護者などのニーズに基づくものです。

公立保育園保護者が裁判闘争を含めて主体的に運動を進めている背景には、所得階層を超えた住民の公設公営保育に対する高いニーズがあります。

現在は、教育や介護分野等と異なって、保育園については、高い利用料の負担で質の高いサービスを受けられる民営保育園は存在せず、所得階層の違いを超えて、子どもに高い水準の保育を受けさせるためには、公設公営保育園を守る必要があります。

これは、市場化の要件である保育所における直接入所方式・保育料の自由設定方式の導入を「公的保育を守る」闘いの結果として、許してこなかったことによるものです。

政府・財界は、保育における公的責任制度を解体し、保育の市場化をめざして、保育への企業参入容認、公設民営方式促進、保育水準切り下げなどの全面的な攻撃を進めてきていますが、公的保育を守る運動の中で、保育は現時点においても児童福祉法24条に基づいて、行政が責任を負う制度として存続し、行政の責任で保育に欠ける子どもに対し入所を決定し、公費により保育提供を行っており、保育料も応能負担としています。

わたしたちのこれまでの闘いの到達点が、現時点で闘いを有利に進める基盤となっていることを確認することが重要です。

(2) 要求と運動の質的発展

世論の変化や司法判断を受けて、全国的には公立保育園民営化に慎重となる動きが強まっています。

特別区においても、今年度、公立保育園の廃止・民営化や指定管理者制度導入は、23区中9区にとどまると共に、その内容も各区当局の狙い通りのものとはなっていません。

特に、2005年度からの5カ年で4.6%以上の定数純減目標を設定する「集中改革プラン」策定強要に見られる政府の自治体に対する厳しい総人件費削減攻撃を踏まえるならば、公立保育園民営化は決して拍車のかかった状況にはありません。

また、わたしたちの闘いも質的に高まっており、道理も無いままに民営化に突き進む自

治体当局と粘り強く闘って、大きな到達点も勝ち取っています。

(3) 政府・財界による公的保育破壊攻撃が新たな局面へ

①保育市場化の突破口と位置付ける認定こども園

一方、政府・財界は更なる保育の市場化へ向けて、「施設と利用者の直接契約」、「保育料の原則自由化」を強く求め、昨年6月9日に「就学前の子どもに対する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」を成立させ、新たに「認定こども園」を創設しました。

「認定こども園」は、「事業者と利用者の直接契約であり、入所決定は事業者が行う」、「保育料は事業者の自由設定」であることが最大の特徴であり、この2本の柱は、保育の市場化突入の要件であって、「認定こども園」をその突破口と位置付けているものです。

さらに、公的保育制度破壊を先導する東京都は、昨年12月15日に国基準をさらに下回る方向での認定基準確立と東京における保育の市場化推進をもくろむ「認定こども園の認定基準に関する条例」を確立しており、公的保育制度を守る上で、重大な局面を迎えています。

②強まる総人件費削減攻撃

昨年7月の骨太方針2006を受けた「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」（2006/8/31）による総人件費削減攻撃が強まり、民営化攻撃を強める要因となっています。

特に、2009年度からの5カ年計画となる次世代育成支援行動計画後期分の策定を控える中で、民営化を盛り込ませない対応の強化が求められます。

3、要求・課題と取り組み方針について

(1) 要求・課題について

①他自治体労組や保護者の運動は大きく前進し、質的に高い到達点も勝ち取っていますが、表面的には民営化移行保育園が増加する中で、一部に運動と要求の到達点に確信を持ってない状況も見られます。千代田区では、はじめての民営化の動きであり、区当局の相当の構えに押され、あきらめの状況もみられます。特に、園長などは、上からの民営化の絶対推進方針の中で本心を押し殺さなければならない状況も生まれています。

しかし、この間の全国の闘いの到達点、情勢の特徴と闘いの方向、展望を保育労働者を中心として、組合員で改めて共有化することで組合員の団結を図ることが重要です。

②認定こども園問題は、公的保育の行方に極めて重大な影響を持つため、千代田区で導入させない取り組みが求められます。

③法的検証について

民営化時の引継ぎ問題、保育園給食調理、人材派遣の導入などの状況の中で、偽装請負や違法派遣の点での職場点検と法的検討が必要です。

また、各自治体において民営化園に対して公立保育園長退職者を配置する動きも多く見られますが、行政から運営法人に対する事実上の便宜供与の疑いもあり、この問題についても法的検討の必要性があります。

派遣労働者や受託事業従事労働者の労働条件について労働基準法上の問題点検証、退職の増など不安定な執行体制が保育に及ぼす影響など具体的な問題点を指摘し、その理由を明らかにする必要があります。さらに、業務引継ぎ問題では、その過酷な労働実態も見受けられ、問題点の整理と要求の確立が緊急に求められています。

④民営化に対する検証について

現実に公立保育園民営化が拡大している中で、保育の質に責任を持ち、保護者との共同をさらに前進させていく上で、民営化後の保育実態の検証が必要です。また、公契約の視点から、営利法人排除、職員体制、職員の雇用条件をはじめとした「仕様書」水準などについて到達点を整理することが求められています。

⑤民営化反対闘争と民間委託労働者を含めた組織化を結合して、組織拡大強化を目指す対応方針の確立も求められます。

(2) 取り組み方針

- ①「麴町保育園の民営化に反対する取り組みについて」を確立し、保育園分会との意思統一を図ります。
- ②保育園分会と協議し、認定こども園問題での取り組み方針を確立し、対応を強化します。また、同時に公的保育破壊を目的として導入されている認証保育所問題では、利用者の声などを把握しその問題点を明らかにします。
- ③業務引継ぎ、派遣・請負問題など、法制度面での検証の具体化を進めます。
- ④当局の麴町保育園の手法を明らかにさせ、その撤回を求めます。
- ⑤民営化手法で多数派となっている「指定管理者制度」の構造的な問題点の整理を進めます。
- ⑥民営化の問題点などを明らかにする住民宣伝を行います。
- ⑦保護者と連帯して、民営化反対の取り組みを進めます。

以上